

議案第 6 4 号

三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。  
。

令和 4 年 9 月 2 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

三次市職員の給与に関する条例（平成 1 6 年三次市条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「及びこれに対する地域手当の月額」を「の月額，給料の月額に対する地域手当の月額，給料の月額に対する特地勤務手当の月額，特殊勤務手当（規則で定めるものに限る。）の月額，役職調整手当の月額及び医師研究手当の月額」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は，令和 4 年 1 0 月 1 日から施行し，この条例による改正後の三次市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第 1 4 条の規定は，令和 2 年 3 月 1 日以後の勤務に係る時間外勤務手当，休日勤務手当及び夜間勤務手当から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の給与条例の規定を適用する場合には，この条例による改正前

の三次市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 3 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。